

## ○規制内容等について

### (1) 目的

近年、札幌市では、すすきの地区を中心として、路上を歩く通行人に対し、飲食店等へ誘うため、頻繁に声掛けを行う客引き行為が数多く確認されています。この行為は、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害するとともに、札幌市のイメージダウンに繋がっています。

この状況を改善するため、目的には、公共の場所における客引き行為等を防止する上で必要な事項を定め、「市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を確保する」ことにより、「魅力と活力にあふれる安全で安心なまちづくりに寄与すること」を目的とするのが適当と考えます。

### (2) 規制行為

#### ア 定義

公共の場所における客引き行為等を規制するにあたり、規制する場所や行為等の定義について具体的に規定することにより、営業の自由に配慮した内容にするのが適当と考えます。

#### イ 規制行為、規制業種

客引きや勧誘は既に他関連法令で一部業種について規制されていますが、通行人に対する行為が客引きなのか勧誘なのか区別が困難であることや規制されている業種か否かを外形上区別することが困難です。そのため、新たに策定する条例においては、条例に基づく指導等を円滑に行うために、全ての客引きや勧誘行為を規制対象とすることにより、条例の実効性を担保することが適当と考えます。

#### ウ 規制場所

規制の場所は、現に客引きが確認されている「道路」や公共性が高く人の集まりやすい場所と言える「公園」、「広場」、「駅」を規定する必要があると考えます。また、事業者等が所有・管理する施設等は、事業者等が管理すべきであり、対象に含めないことを基本と考えますが、その場所が不特定かつ多数の者の通行する若しくは利用する公共性の高い場所であり、管理者等の同意がある場合には、対象に含めることが適当と考えます。

## ●検討部会における規制内容等の案

### エ 対象者

規制区域においては、規制の対象者を限定する必要性が見当たらないことから、市民や事業者を含むすべての人を対象とするのが適当と考えます。

### オ 規制区域

客引き行為等を禁止する区域については、意見として、①実態調査の結果から客引きが多く確認されている「すすきの地区」に限定すべき、②客引きが札幌駅からすすきの地区まで一定程度確認できており、市民への分かりやすさを考えても「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（以下「すすきの条例」という。）と同様の区域※とすべき、③札幌市全域で規制するのが妥当である等、様々な意見が出ていることに加え、今後は設定する規制区域により客引きの動向が変化する可能性も踏まえると、札幌市が合理的な範囲で設定していくことが適当と考えます。

※北8条通、南7条線、創成川通、西7丁目通で囲まれた区域

### カ 規制区域における店舗前等での呼び込み

本来、客引き行為等は、公共の福祉に反していない限りは、自由に行えることが基本となります。この点を考慮すると、店舗内や敷地内で行われる呼び込み行為が、安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しないのであれば、その行為を認めることは問題ないと考えます。

## (3) 罰則・処分

### ア 罰則、両罰規定

客引き行為等を規制する場合には、違反者に対して罰則を科すことで、条例の実効性を担保する必要があると考えます。

地方自治法第14条により、条例に罰則を定める場合には、条例に違反した者に対し、「行政刑罰」若しくは「秩序罰」を定めることが可能です。「すすきの条例」では行政刑罰が適用されていますが、これは、風俗営業の勧誘などを放置することによって、福祉犯罪等の重大な犯罪に繋がる可能性があることを理由として採用されたものです。一方で、今回の主な規制の対象行為は、執拗でないものの、通行人に対して頻繁に声掛けを行うなど、安全で安心な通行を妨げている飲食店

## ●検討部会における規制内容等の案

等の客引き等であり、重大な犯罪に繋がる可能性が低いことを考慮すると、「秩序罰」による過料を科すことが適当であると考えます。

また、客引きや勧誘行為の多くは、事業者からの指示や依頼等に基づき実施されていること考慮すると、両罰規定を設けることが適当と考えます。

### イ 公表、土地等所有者への通知

秩序罰による過料に加え、抑止的効果の観点から違反者情報等を外部へ公表することが適当と考えます。

なお、公表に当たっては、客引き等に対する指導、勧告、命令を行った上で、命令に従わない場合に公表することや公表の有無を判断する際に、対象者が違反行為に至るまでの事情等を総合的に考慮した上で判断することが適当であると考えます。

これに加え、公表を行う場合には、外部へ公表する内容を違反事業者の店舗等に利用されている土地や建物の所有者若しくは管理者へ、公表内容を通知することにより、是正への協力を求めることが適当であると考えます。

## (4) 責務

### ア 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等、必要な施策を推進する必要があると考えます。また、施策の推進に当たり関係機関や関係団体との連携を図ることが必要と考えます。

### イ 市民・事業者の責務

客引き行為等を規制する場合には、市民や事業者等に対して、客引き行為等を行わない又は行わせないことを責務に定めることが適当と考えます。ただし、客引き行為等が営業の自由で保障される行為であることを考慮すると、すべての客引き行為を規制するのではなく、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しない客引き行為を認めるのが適当と考えます。

また、条例の目的を達成するためには、特に市民や事業者の客引き行為等の防止に係る意識の啓発への協力は不可欠であることから、条例に必要最低限の内容に限定した上で、市の施策への努力義務を課すことが適当であると考えます。

## ●検討部会における規制内容等の案

### (5) その他

客引き行為等を防止するため、禁止地区に所在する土地又は建物を他人に貸与する者に対して、契約の締結時に、違反行為をしないことや違反時の契約解除を盛り込むことを努力義務として規定すべきかどうか検討しました。前回の検討では、民間契約に対する行き過ぎた義務付けではないかとの意見もありましたが、一部のビルオーナーからは、客引き等の未然防止や抑止効果の観点から、この規定を条例に盛り込んでほしいとの要望もあることから、事業者に対して客引き行為等の違反行為を行わせないために規定することは有効ではないかと考えます。

●検討部会における規制内容等の案

○条例の想定項目

**第1 条例の目的**

条例の目的として、「公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めること」、「市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を確保すること」、これらのことにより、客引き等の防止を推進し、もって「魅力と活力にあふれる安全で安心なまちづくりに寄与すること」を定めます。

**第2 用語の定義**

条例において用いる用語の定義を定めます。

公共の場所：道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供する場所

客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為

勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民等：本市の区域内に居住し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者

事業者等：本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者又はその従業者

**第3 市の責務**

市は、条例の目的を達成するため、関係する機関及び団体と連携を図り、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図るなど、必要な施策を実施すべきことを定めます。

**第4 市民等及び事業者等の責務**

市民等や事業者等は、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たって、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しないよう努めるべきことを定めます。また、市民等や事業者等は、市が実施する施策に協力するよう努めることを定めます。

**第5 禁止区域の指定等**

市は、客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止する必要があると認められる区域を禁止区域に指定することができることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないことを定めます。

## ●検討部会における規制内容等の案

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることを定めます。

### 第6 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならないことを定めます。

### 第7 禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において客引き行為をした者や客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、客引き行為等を受けた者を「客として事業者の店舗内に立ち入らせてはならないこと」や「事業者が営む店舗、事務所その他の施設で役務に従事させてはならないこと」を定めます。

### 第8 指導

市は、第6・7に定める内容に違反した者に対し、その行為をしてはならない旨を指導できることを定めます。

### 第9 勧告

市は、指導を受けた者が従わないときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告できることを定めます。

### 第10 命令

市は、勧告を受けた者が従わないときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を命じることができることを定めます。

### 第11 報告及び立入調査等

市は、必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、報告をさせることができることを定めます。また、必要な限度において、事業者等の店舗等に立ち入り、必要な調査又は関係者に対し質問することができることを定めます。なお、立入調査又は質問をする職員については、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないことを定めます。

### 第12 公表

市は、命令を受けた者が従わないときは、命令を受けた者の氏名及び住所、公表の原因となる事実、違反行為に関連する店舗等の名称及び所在地等を公表することができることを定めます。

また、上記の公表をしようとするときは、公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないことを定めます。

## ●検討部会における規制内容等の案

### 第13 土地等の所有者等への通知

市は、公表をしたときに、公表がされた者の事業の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができることを定めます。

### 第14 貸与に係る契約上の措置

禁止地区に所在する土地又は建物を他人に貸与する者は、貸与に係る契約の締結に際し、その相手方に、違反行為をしない旨を約させる、貸与に係る契約において、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができることを努力義務として定めます。

### 第15 関係機関への情報提供

市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、関係機関に対し、提供することができることを定めます。

### 第16 関係機関への協力要請

市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、情報の提供、助言、その他の必要な協力を求めることを定めます。

### 第17 罰則

市は、「命令に違反した者」や「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に対して5万円以下の過料を科すことを定めます。

### 第18 両罰規定

市は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すことを定めます。

### 第19 適用上の注意

市は、この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないことを定めます。

### 第20 委任

市は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定めます。